

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	古河市景観審議会
設置の根拠法令	古河市景観条例第 26 条第 1 項
設 置 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日
主 な 審 議 内 容	審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査及び審議する。 1 古河市景観条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項 2 その他良好な景観づくりに関して、市長が必要と認める事項
会議の開催予定	随時（年 1～3 回予定）
委 員 の 任 期	令和 10 年 6 月 30 日まで（2 年）再任を妨げない
委員数(定数)	5 人（7 人以内）
委員の職及び氏 名	会 長 松 本 昭 委 員 羽 部 律 子 委 員 大 山 早 嗣 委 員 深 堀 清 隆 委 員 野 中 健 司
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 都市建設部 都市計画課 計画係 TEL 0280-76-1511（内線 2418）
備 考	